

令和元年6月1日スタート！ 【生ごみの分け方・出し方】

生ごみとは食品くず・調理くずです。

また、残飯も生ごみです。

生ごみで出せるもの ○

野菜



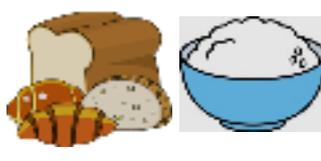
くだもの



調理くず



穀類



惣菜



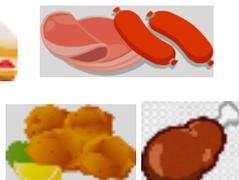
魚介類



菓子類



肉類



お茶・コーヒー等
(中身だけ)



※期限切れなど
未使用の食品

・中身は「生ごみへ」
・外装、外箱、缶、容器
類は、ごみの分別に
従って出してください。

※食品に付着している調味料などはそのまま捨てられます

生ごみで出せないもの ×

ビニール類

- ・調味料の袋
- ・ビニールテープ
- ・ビニール袋等

金属類

- ・アルミホイル
- ・スプーン・フォーク
- ・飲料のフタ等

ゴム類

- ・輪ゴム等

紙類

- ・ティーパックの容器
- ・レシート・ちり紙
- ・新聞・チラシ等

プラスチック類

- ・調味料容器・トレイ
- ・スプーン・フォーク
- ・ストロー・ラップ等

木・竹類

- ・割り箸・串
- ・スプーン
- ・つまようじ等

ガラス・陶器類

- ・コップ
- ・茶わん
- ・食器の破片等

シール類

- ・食品表示シール
- ・果実の表示等

塩分の多い食品

- ・ソース
- ・ケチャップ・マヨネーズ
- ・ぬか床
- ・バター・マーガリン等
- ・塩・味噌・醤油

水分の多い食品

- ・アイスクリーム
- ・酒・焼酎・ビール
- ・牛乳・生クリーム
- ・ヨーグルト
- ・味噌汁・ラーメンの汁
- ・どんぶり・鍋物等の汁

その他(発酵を阻害するもの)

※たばこ【特に注意が必要】

- ・廃油(食用油・天ぷら油など)
- ・くすり(錠剤・袋・容器も含む)
- ・歯磨き粉
- ・ガム
- ・切花・雑草・樹木の剪定くずなど

○問い合わせ先：町民環境課環境係
0996-53-1111